

我が国の領海・排他的水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書

尖閣諸島の領有権を一方的に主張する中国は、令和3年2月1日に「海警法」を施行し「外国船が中国の管轄する海域で違法に活動し、停船命令に従わない場合は武器を使う」旨を定めたことで、これまで武器を使用していなかった中国公船が、今後、尖閣周辺で活動する海上保安庁の船舶や漁船に対して発砲するなど行動が先鋭化していくことが懸念されている。

昨年だけをみても、我が国の接続水域内を航行した日数は333日（内29日間は領海侵犯）と年間の9割を超えたほか、連続侵入時間も10月に最長となる57時間39分を記録するなど、活動を年々強めている。

法施行後以降も連日のように、中国海警局所属の船舶が沖縄県・尖閣諸島周辺の領海に侵入し、航行中の日本漁船に接近しようとする動きを見せるなどの挑発行為を行っているところである。

こうした我が国の漁業活動を著しく脅かす事態は、尖閣諸島海域に限らず、日本海の排他的経済水域にある日本海、大和堆でも中国漁船の違法操業が繰り返されており、水産庁が行う退去勧告数は年を追って激増するなど、このままでは、各地の水域で中国に限らず外国船の違法操業が広がり、多くの日本の漁業者が甚大な被害を受けることとなりかねない。

本県関係では、平成25年に指宿漁協岩本支所所属の19トン型の瀬物一本釣り船団の漁船が、尖閣列島海域において中国公船に追跡される事態が発生するなど、多くの国境離島や離島を有する本県においても、その周辺海域は漁業に従事する県民にとって、かけがえのない生活圏でもあり、漁業者の生命と安全な漁業を守ることは、極めて重要な課題と存ずる。

よって、国におかれては、中国政府に対し、中国公船の我が国領海内への侵入や中国漁船の違法操業が繰り返されないよう、尖閣諸島周辺の警戒監視に万全を期し、中国側に冷静かつ毅然と対応するとともに、我が国の漁民が安全に操業できるよう法整備・海上警備の一層の強化を行うと同時に、外交により解決を図る努力も含め、一刻も早く我が国の領海・排他的経済水域における漁業活動の安全確保について適切な措置を講じることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
国土交通大臣 殿
防衛大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）